

西成田豊著

『中国人強制連行』

評者：内海 愛子

アメリカ国立公文書館のSCAP関係文書の下に、中国人強制連行関係史料がある。ミカン箱ぐらいのBoxに地崎組に連行されていた中国人の「華人労働従事証」や一人一人の顔写真が貼付された死亡者名簿が入っている。この死亡者名簿の死因には、虚偽の記載が多いと思われる（この点は、本書第5章の「死亡「同意書」」や第7章の連行された中国人の死亡にかんする詳細な分析が明らかにしている）。名簿に添付された顔写真を見ると、数として表現されてきた死者一人一人が、名前と人格をもった存在であることを訴えているようで、胸をつかれる。

ゴッソと束ねられた華北勞工協会が発行した「華人労働従事証」には、入国印から腸チブス注射済、種痘済、パラチブス注射済の印があり、手数料の領収印まで押されている。華北勞工協会は、送り出しに当たって、こうした予防注射をしていた。そして一人一人の中国人に旅券と外国人登録証の折衷のような「従事証」を作成している。表紙には、「本証八常二携帯シ当該官吏ノ要求アリタルトキ八直二提示スヘシ」と刷り込まれている。だが、彼らは外出が禁止されていた（第6章289 - 290頁）。官吏に提示する「自由」すらなかったのである。日本に入国の時に押印されたのであろう、表紙には「立入

居住許可」印が押されている。氏名、本籍、住所、残留家族責任者、就業先、労働の種別、期間が特定されて、知事名で「滞邦並労働従事許可す」とある。異動の記録欄もある。もちろん顔写真もついているが、指紋はない。「従事証」の写真は、怒っているように睨みつけている顔、無表情な顔、悲しげな顔、笑っているような顔、さまざまである。このBOXを開けて「従事証」の束を目にしたとき、マイクロからは感じ取れない人の息づかいに触れるような思いだった。このBOXには地崎組に連行された中国人関係の書類がまとまっている。なぜか、アメリカの公文書館に地崎組関係史料の一部が集められていた。起訴までには到らなかったか、鹿島組の花岡鉱業所の場合のように、米軍第8軍は地崎組の戦争犯罪を調査していたのではないだろうか。

鹿島組の花岡鉱業所では、反日蜂起があり、死者も多かった。また、指導者が戦後も秋田刑務所に勾留されていた。捕虜虐待を調査していた米軍はその実態に行き当たった。中国人の強制労働がおこなわれた135事業所の中で、ほかにどの事業所の調査が行われたのか、地崎組がその一つであったことは、この押収史料からも窺える。地崎組の死亡率（本書308 - 310頁の表）は、19%、それにたいして戦線鉱業（52.0%）、古河鉱業（42.4%）宇部興産（33.7%）川口組（29.6%）、鹿島組（28.5%）などと、死亡率の高い企業上位14社のうち、地崎組は8番目にランクされている。死亡率の高い全14社にたいして、米軍あるいは中華民国政府が戦争犯罪調査を行なったのだろうか。少なくとも強制連行による虐待を裁かれたのは、鹿島組花岡鉱業所と大阪築港だけである。筆者は裁判では、「花岡事件の犯罪者をあまりにも狭くとらえている」と「第8軍軍法会議に要求されたのは、犯罪者の全機構的把握でなければならなかった」と指

摘している。戦争裁判が何を裁かなかったのかの端的な指摘である。戦争裁判では「全機構的把握」は、ほとんど関心外にある。特にBC級戦犯では、戦争法規に違反した個々人の行為が裁かれたのである。なかでも、米軍にとって主要な関心は、「我が国の捕虜」への虐待・虐殺であり、連合国及び植民地住民への虐待である。中国人は連合国側にあったので、東京裁判に検察官をだし、中国でBC級戦犯裁判を実施し、横浜でたとえ二件でも強制連行・強制労働の裁判を行っている。日本政府も連合国による来たるべきこうした責任追及に対処するために、戦後、事業所の調査を行っている。そのために収集した史料が、今日、実体解明の大きな手がかりとなっている。また、関係者の起訴まではいっていないが、地崎組のような調査もある。戦争裁判とその関連の調査は、膨大な関係史料を残したのである。長野県の平岡ダム建設を行っていた熊谷組は、捕虜を使役してきた。捕虜への虐待は、収容所関係者を逮捕し、裁判が行われているが、同じく連行された中国人への虐待には、何の処置もとられなかった（本書421頁）。

米軍が草の根をわけても捕虜の死亡・虐待の責任者と実行者を調査したにもかかわらず、中国人強制連行への調査はかなりおざなりだった。まして、「日本の臣民」と位置づけられた朝鮮人の強制連行は、裁判どころか調査もされていらない。それが今日、朝鮮人強制連行の全体像を解明することをむずかしくさせている一因となっている。BC戦争裁判が問題と限界をかかえていることは周知の通りであるが、本書でも活用されているような戦争犯罪の実態を明らかにする手がかりの史料を残した。

本書は、戦後、外務省が行った「華人労務者就労顛末報告書」を基本史料に、強制連行の構造と実体を解明しようとした意欲的な研究書で

ある。現在、入手できる史料を丹念に渉猟して、日本政府が行った強制連行の歴史的過程に、135事業所で繰り広げられた労働と虐待の実態を織り込んで書き上げられた労作である。その構成をみると筆者の意気込みが伝わってくる。

序 論

- 第1章 中国人強制連行政策の成立過程
- 第2章 中国人強制連行の組織と構造
- 第3章 中国人強制連行の過程
- 第4章 被連行中国人の構成と特徴
- 第5章 中国人強制労働の構造と実態
- 第6章 被連行中国人の生活条件
- 第7章 被連行中国人の死亡と疾病・傷害
- 第8章 被連行中国人の要求・抵抗・蜂起
- 第9章 「帝国」日本の敗戦と政治的・経済的諸主体

結 語

一部で強制連行は無かったとする論調を念頭において、筆者は本書を書き上げたのだろう。今後、史料にもとづく論駁が可能になった。その目配りは、強制連行の政策過程を、連行前史から論証をはじめて、敗戦後の帰国過程、戦後補償まで見渡して描き出していることから伺える。

500頁近い大著であるにもかかわらず、読み易い。それは、史料の扱い方と、随所に書き込まれている筆者の思いが、読む者の問題意識を新たに刺激するからなのだろう。本書では、論証に必要な資料を脚注にまわすのではなく、必要な史料を抜き出し、ナンバーを付して本文中に入れ込んでいく。論述の中で、その史料から何を読み取るのか、その要点をまとめ、問題点を指摘し、整理する方法をとっている。そのため、読者はともに史料を読み、筆者のまとめや問題の整理や意見に、同調したり、異論をもったりしながら読み進めることができる。それが学術書でありながら、本書を読みやすいものに

している。評者は、史料をどのように論述の中に活かしていくのか、試行錯誤を繰り返している。本書のような史料の提示と論証に教えられることが多かった。また、政策の成立過程のようなテーマの場合は、その膨大な史料の山の中に入り込み、細部に神経を配っていくうちに、被害者の顔が見えなくなる、いわゆる人間が描けなくなる、そうしたジレンマもある。筆者はエッセイと論文を交互に書いてきたと、あとがきにふれている。史料考証の緻密さを求める一方で、その下で呻吟した被害者を、いかに固有名詞をもった一人の人間として描くのか、その二つの思いの間を揺れ動いていたことをうかがわせる。政策や通達史料に混じって、随所に固有名詞の中国人が登場する。そこに筆者が被害者の視点から叙述を心がけた思いを読み取ることが出来る。しかし、読み進んでいるうちに気になったことがあった。中国人の証言が、日本人の証言や日本側の史料の中から抜かれたものが多いことである。日本人のバイアスのかかった被害者証言といってもよいだろう。連行された中国人が手記を残していないこともあるだろう。だが、この10年の戦後補償運動の一つの成果は、アジアの「無告の民」の声を引き出し、記録してきたことである。裁判の勝敗以上に大きな成果が、これら裁判所での証言や市民団体によるパンフレットにまとめられた当事者

からの直接の証言やインタビューである。評者も花岡の被害者が集まった北京集会に参加したことがある。その中にバンド代わりに荒縄で縛った服を着た中国人がいた。連行された中国人は今日も貧しさを強いられていたが、かれはあまりの飢えで死んだ仲間の肉を食べたと話していた。訛りの強い中国語を通訳の方が翻訳してくださったが、実証できなかったので、これまで活字にしたことはなかったが、本書の食糧についての記述を読みながら、彼の証言を思いおこした。

史料を駆使して強制連行の実態を丹念に描きだした本書は、そのまま日中戦争、アジア・太平洋戦争の性格、すなわち侵略戦争という性格を描き出している。今日、必要なのは、加害の実態を見つめること、それへの謝罪と補償である、戦争犯罪に向き合うなかで、日本人はまっとうな歴史認識を手にすることができる、こう訴えかける筆者の熱いメッセージが、読む者にも伝わってくる。アメリカ公文書館のなかで、あのBOXを開けたとき、ずっしりと胸に応えた被害当事者の顔と声、それをいきいきとわかりやすく伝える次の書を期待したい。

(西成田豊著『中国人強制連行』東京大学出版会、2002年6月刊、全vii + 489 + 9頁、定価6,400円 + 税)

(うつみ・あいこ 恵泉女学園大学教員)